平成２５年（フ）第２０４４号
福岡県筑紫郡那珂川町松木３丁目118番地
ファミーユ松木101号
債務者　小野　　修
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０４５号
福岡県筑紫郡那珂川町松木３丁目118番地
ファミーユ松木101号
債務者　小野　文代
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０７５号
福岡県筑紫野市紫６丁目14番３号
債務者　福永　英子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０８５号
福岡市城南区長尾５丁目19番14―203号
債務者　中山　裕貴
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８号
大分県佐伯市船頭町12番19号
債務者　菊池　時夫
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２５年（フ）第２０号
大分県佐伯市大字戸穴565番地９
債務者　宮川　克也
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２５年（フ）第１１９号
鹿児島県薩摩川内市宮内町2080番地日栄マンション103号、前住所鹿児島県曽於市財部町南俣11138番地８
債務者　有村　健一
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第１２１号
鹿児島県薩摩川内市平佐町1689番地16Ｃ棟、前住所鹿児島県南九州市川辺町野崎3829番地32号棟303号
債務者　室田　伸一
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第１２３号
鹿児島県薩摩川内市祁答院町上手6805番地６、前住所鹿児島県いちき串木野市下名3172番地２
債務者　馬込　浩美
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第４１０号
沖縄県糸満市西崎６丁目12番５―505号　パイオニアビル
債務者　友利　孝子
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第７３９号
宮城県塩竈市泉沢町16番23号
債務者　鈴木　　信
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１１号
宮城県塩竈市新浜町２丁目３番26号　ソレイユアミゴ105号、従前の住所宮城県塩竈市青葉ケ丘４番11号
債務者　武田　英志
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１２号
宮城県塩竈市新浜町２丁目３番26号　ソレイユアミゴ105号、従前の住所宮城県塩竈市青葉ケ丘４番11号
債務者　武田麻衣子
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４６４号
茨城県東茨城郡茨城町大字大戸3319番地41
債務者　鈴木　竜也
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４９１号
茨城県ひたちなか市外野２丁目10番11号
イーストコーポＢ棟101号
債務者　作田かおる
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第４号
茨城県ひたちなか市大字高場51番地１　ウインズフィールドＢ101号
債務者　芦川　伸二
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第６６号
千葉県館山市下真倉524番地の４
債務者　本川　　進
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
千葉地方裁判所館山支部